

田川広域水道企業団水道管布設等工事の施工に関する規程

令和5年11月17日

規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する水道管布設等工事において、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第5条に規定する施設基準に適合した施行を確保し、水道水の安全を図るため、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、水道管布設等工事とは、次に掲げる施設の新設、移設、改良、修繕、撤去等の工事及び弁栓類の設置工事をいう。

- (1) 配水管等の配水施設
- (2) 導水管等の導水施設
- (3) 送水管等の浄水施設

(布設等工事事業者の要件)

第3条 水道管布設等工事を行う者（以下「布設等工事事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 指定給水装置工事事業者（法第16条の2第1項に規定による指定を受けた者をいう。）であること。

2 布設等工事事業者は、水道管布設等工事の施行に当たり、工事の現場ごとに水道管の接合、切断、分岐、止水、穿孔等に係る専門の技術力を有する者（以下「配水管技能者」という。）として次の各号のいずれかに該当する者を置かなければならない。

- (1) 法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者免状を有する者
- (2) 公益財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者検定会に合格し、合格証書の交付を受けている者
- (3) 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿（一般継手、耐震継手又は大口径管）に登録されている者（以下「日水協技能登録者」という。）
- (4) 一般社団法人日本ダクタイトイル鉄管協会が交付する継手接合研修会の受講証（一般管、

耐震管口径450ミリメートル以下又は耐震管口径500ミリメートル以上)を有する者(以下「日鉄協受講者」という。)

(5) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会が交付する水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講証を有する者(以下「POLITEC受講者」という。)

(6) 第3号、第4号又は前号に規定する団体に類する団体が主催する講習会、研修会その他これらに類するものを受講し、その課程を修了したことを証する書類を提出した者であって、企業長が前各号に掲げる者と同等の技能を有すると認める者

4 第1項及び第2項の規定は、緊急修理等で企業長が特に必要と認める工事については適用しない。

(配水管技能者の配置基準)

第4条 配水管技能者のうち前条第2項第1号及び第2号に規定する者については、全ての水道管布設等工事において配置しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、配水管技能者の配置基準は、発注する工事の内容に応じ、次の表のとおりとする。

工事内容	資格	区分
口径500ミリメートル未満の耐震継手管の水道管布設等工事	日水協技能登録者	一般継手又は耐震継手
	日鉄協受講者	耐震管口径450ミリメートル以下
口径500ミリメートル以上の耐震継手管の水道管布設等工事	日水協技能登録者	大口径管
	日鉄協受講者	耐震管口径500ミリメートル以上
水道配水用ポリエチレン管の水道管布設等工事	POLITEC受講者	水道配水用ポリエチレン管施工講習

(配水管技能者の条件)

第5条 配水管技能者は、布設等工事業者と3か月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

2 配水管技能者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者と兼ねることができるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に起工した水道管布設等工事の布設等工事事業者の要件等については、なお従前の例による。